

JOC 店別コンサートのアレンジ演奏する際に必要となる、 楽曲の“著作権手続き”について

■ 著作権とは？

「著作権」とは知的財産権という権利のひとつで、著作物を利用しようとする人に、著作権者（著作権を有する者）が利用を認めたり（許諾）、禁止したりできる権利です。JOC 店別コンサートでご自身が著作権者である楽曲（自作曲）以外の著作権保護期間中の楽曲を編曲し、演奏する場合、及びその音源をヤマハ音楽振興会へご提出される場合には、下記の表に従った手続きを行う必要があります。

■ 必要な著作権手続きは？

JOC 店別コンサートでアレンジ演奏する際に手続きが必要となる著作権は①「**翻案権（編曲権）**」と、②「**演奏権**」、③「**複製権**」(=**演奏を CD などのメディアに記録する権利**)の3つです。

手続きが必要な権利の名前	備考	必要な手続き	手続きの実施者	申請先
翻案権 (編曲権)	楽曲を原曲とは違う形にするための許諾	著作権者への編曲同意取得	演奏者自身	楽曲を管理している出版社、または作曲者
演奏権	楽曲をコンサートで演奏するための許諾	演奏等利用許諾	コンサートの主催者	JASRAC NexTone 等※
複製権	演奏した音源を CD 等のメディアに記録するための許諾	録音利用申込	コンサートの主催者	JASRAC NexTone 等※

※著作権者が該当の権利を JASRAC や NexTone に信託している場合はそちらに申請してください。
信託していない作品の場合は権利者に直接申請し許諾を受けてください。

手続きが不要な例

下記に該当する場合は、上記「編曲権」、「演奏権」、「複製権」の手続きは不要となります。

・著作権が消滅している楽曲（パブリック・ドメイン＝PD）を演奏する場合（下記※）

ただし、編曲された PD 曲を演奏する場合には、その編曲者の許諾が必要になります。

※2019 年の環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う著作権法の改正により、著作権保護期間が著作者の死後 50 年から 70 年に延長されました。

ただし、既に著作権が消滅している曲は延長されません。

・2018 年 12 月 29 日時点で PD の楽曲→PD のまま

・2018 年 12 月 30 日時点で著作権が消滅していない楽曲→著作者の死後 70 年まで延長

→ヤマハ音楽教室テキストの「アレンジ」の項目で取り上げている曲のうち上記 PD に該当する作品の例を末尾に掲載しております。ご参照ください。

①編曲許諾申請

編曲許諾申請は演奏者ご自身の責任において行ってください。

- 申請から回答を得るまでに数週間から数か月かかる場合があります。また、必ずしも許諾が得られるとは限りません。
- 申請手数料、編曲許諾料を求められる場合があります。費用は演奏者ご自身でご負担ください。
- 編曲許諾の際に著作権者から指示された使用規定は遵守してください。また、例えば次のような事柄には特にご留意いただき、明示されていない場合は必ずその都度著作権者にご相談ください。

- ・ 編曲許諾が有効な期間
- ・ 複数イベントで演奏する場合
- ・ 編曲した楽譜の提示、借りた楽譜の返却など
- ・ 「耳で聞いてコピーしたい」、「許諾を受けた楽譜を第三者に譲渡したい・譲り受けたい」、「吹奏楽やオーケストラのスコアをエレクトーン用にアレンジしたい」など、気になることがあれば著作権者に確認してください。

「〇〇さんが弾いていたから私も」、「耳コピーできる」、「昨年、許諾を受けた」から大丈夫という判断は誤りです。編曲許諾を受けたことがわかるもの（許諾書、メールテキスト、電話の通話記録など）の提示を著作権者から求められる場合もありますので、ご注意ください。

編曲許諾を得にくい、また難しいと想定される楽曲の例

- ・ 外国曲で、日本国内に権利者（主に著作者から管理を委託されている音楽出版者など）が存在しない場合、海外の権利者に直接連絡をとっていただくことになり、時間を要します。
- ・ ゲームやテレビコマーシャルの楽曲など、企業が著作権の管理を直接行っている場合、編曲許諾を得にくいことがあります。
- ・ 音楽出版者などの著作権者が存在しない場合、著作者ご本人やそのご遺族などに直接連絡をとっていただくことになりますが、手続きが難しくなる場合が多いです。
- ・ メドレーアレンジでの利用や、楽曲の一部を抜粋するような利用は編曲許諾を得られない場合があります。

1)編曲許諾申請はどこにする？

編曲許諾申請は著作者から管理を委託されている音楽出版者（著作権者／オリジナル・パブリッシャー＝以下 OP）に申請することがほとんどです。外国曲の多くは外国の OP が管理していますが、日本国内にその OP の下請け出版者（サブ・パブリッシャー＝以下 SP）が存在する場合は SP に申請します。

2)申請先の調べ方は？

演奏しようとする楽曲の OP または SP は、日本音楽著作権協会（JASRAC）のホームページにある作品データベース検索「J-WID」等で調べることができます。

※ご注意※

JASRAC は、編曲を許諾する権利を持っていませんので、「編曲してよいかどうか」の判断はしてくれません。「楽曲を管理している出版者（OP または SP）がどこなのか」ということは教えてくれますので、必ずその楽曲の著作権者（出版者あるいは著作者）から 許諾を得てください。

しばしば「JASRAC から演奏して大丈夫ですと言われました」という声を耳にしますが、これは「“その曲を管理している音楽出版者が編曲を許諾しているなら”、演奏しても 大丈夫です」という意味と考えてください。

3)申請する内容は？

J-WID で検索した「作品コード」、「作品名」（外国曲はできる限り原曲名）を伝え、「**編曲が可能かどうか**」を問い合わせてください。「演奏すること」に対しての許諾ではなく、「**編曲すること**」に関する問い合わせになることを注意してください。

例：御社で管理されている作品コード〇〇〇〇、作品名〇〇〇〇について、編曲が許諾されるかどうかを確認したいです。

＊メドレーで演奏する場合や、演奏時間の関係で短くする場合は、その旨も伝えましょう。

その結果……

⇒**許諾された場合**は、その楽曲を編曲できます。

⇒「**編曲許諾申請手続きが必要**」と言われた場合は、指示に従い所定の手続きを行ってください。

⇒「**編曲は不可**」との結果が出た場合は、その楽曲は編曲をすることはできません。

②演奏等利用許諾

著作権が消滅していない楽曲をコンサートで演奏する場合は原則、演奏利用の許諾が必要となります。

手続きの流れなど詳細については日本音楽著作権協会（JASRAC）、NexTone のホームページをご参照ください。

<https://www.jasrac.or.jp/info/event/pop.html>

<https://www.nex-tone.co.jp/copyright/users/event.html>

※JASRAC から許諾を受けることができるのは JASRAC が著作権者から管理の信託を受けている楽曲のみとなります。信託がない曲の場合は著作権者(作曲者や音楽出版者)に直接申請、許諾を受ける必要がありますのでご注意ください。

③録音利用申込

音源をヤマハ音楽振興会へご提出される際に、著作権が消滅していない楽曲が含まれる場合は、必ず「録音利用申込」を行い、JASRAC や NexTone の許諾番号およびロゴマークを、CD に印字するようにしてください。

手続きの流れなどの詳細については下記のホームページをご参照ください。

<https://www.jasrac.or.jp/info/create/index.html>

<https://www.nex-tone.co.jp/copyright/users/rec.html>

※JASRAC や NexTone から許諾を受けることができるのは JASRAC や NexTone が著作権者から管理の信託を受けている楽曲のみとなります。信託がない曲の場合は著作権者(作曲者や音楽出版者)に直接申請、許諾を受ける必要がありますのでご注意ください。

<作品データベース検索>

○JASRAC ホームページ

<http://www.jasrac.or.jp/index.html> J-WID <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

○NexTone ホームページ

<https://www.nex-tone.co.jp/>

* 音楽出版者へご連絡の際は、出版者のホームページなどの記載事項をご確認の上、指定された方法でお問い合わせください。

* 楽譜集などをご覧の場合、楽譜集の出版社と楽曲を管理している音楽出版者は異なることが多いので、楽譜集の出版元（発売元、販売元）には問い合わせはしないように、注意してください。

「ヤマハ音楽教室テキスト」の譜面を使用する場合でも、必ずその曲の著作権を管理する音楽出版者へ直接お問い合わせください。

なお、ヤマハ音楽教室テキストの「アレンジ」の項目で取り上げている曲のうち各許諾申請が原則不要な PD に該当する作品の例を下記に掲載いたします。ご参照ください。

「New ジュニア ソルフエージュ&アレンジ」「ジュニア」のアレンジの項目に掲載されている楽曲のうち、
下記の曲につきましてはPD（パブリックドメイン）となっておりますので、
編曲、演奏、録音の各種手続きは不要です。

テキスト	曲名
New ジュニア ソルフエージュ&アレンジ ①-1	ジブシーのおどり
	こぐまのマーチ
	マリオネットのダンス
New ジュニア ソルフエージュ&アレンジ ①-2	ひとまねオウム
	なつかしい歌
ジュニア③	ことりのように
	くさけいば
ジュニア⑤	オーラ・リー
	こがらし吹く日
	茶色のこびん
	アニー・ローリー
ジュニア⑥	大きな古時計
	マッフィン・マン
	ハッピー・バースディ・トゥ・ユー
New ジュニア ソルフエージュ&アレンジ Red	いとしのポニー
	狼なんかこわくない
	もみの木
	ひいらぎかざろう
	アビニョンの橋の上で
ジュニア⑨	ごしきひわ
	峠の我が家
	サラバンド
	ごしきひわ
ジュニア⑩	スコットランドのつり鐘草
	小さなフリードリヒの誕生日
	きらきら星
	ビューティフル・ドリーマー
	こわれた指輪

【 ヤマハ音楽教育システム「テキスト」掲載曲の譜面についてのお問い合わせ先 】

ヤマハ音楽振興会 JOC事務局 専用お問い合わせフォーム

<https://bit.ly/2Ycj1EM>



⑨ ©YAMAHA MUSIC FOUNDATION となっている曲のみお問い合わせください。
それ以外の曲については、各音楽出版者に直接お問い合わせください。

【JOC 全体に関するお問い合わせ先】

ヤマハ音楽振興会 音楽普及部 音楽普及グループ JOC 事務局

住所 : 〒153-8666 東京都目黒区下目黒 3-24-22

TEL : 03-5773-0820 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

FAX : 03-5773-0825

E-mail : ymf-joc-SMB@music.yamaha.com